

平成26年4月1日 改訂  
豊田市環境保全課

豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の情報提供・対応基準

区分	対象事項	情報提供	対応・報告
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びベンゼン（以下「PCB等」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに JESCO の報道機関配布資料を市議会議員へ情報提供する。ただし、閉庁時間に事故が発生した場合は、危機管理担当と協議して行うこととする。</li> <li>市の対応状況について安全監視委員に適宜*情報提供する。 ※ 適宜（第一報、中間報告、最終報）以下同じ。</li> <li>市の対応状況等について関係19自治区長へ適宜*情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに事故等の状況を確認するとともに、市長まで状況を報告する。</li> <li>必要に応じて、協定書に基づく施設の停止を指示する。</li> <li>周辺環境に影響がでる恐れが場合は、周辺モニタリングを実施する。ただし、JESCOが行う場合は、市は行わない。</li> <li>速やかに安全監視委員会作業部会を開催する。</li> <li>発生原因が判明し、JESCOにおける応急・恒久対策が決まり次第、速やかに安全監視委員会を開催し、市の対応を報告する。</li> </ul>
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）		
	6 労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合（注3）		
	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼動と直接関係のない傷病等を除く。）		
II	1 法基準値等を超える濃度のPCB等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに市幹部及び正・副議長、地元選出議員に情報提供する。</li> <li>市の対応状況等について安全監視委員に適宜*情報提供する。</li> <li>市の対応状況等について地元7自治区長へ適宜*情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに事故等の状況を確認する。</li> <li>必要に応じて安全監視委員会作業部会を開催する。</li> <li>直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。</li> </ul>
	2 排気又は排出水が法基準等を超えた場合（PCB等を除く。）		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
	4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出		
	5 施設等のトラブル発生による1か月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	6 事業所内で火災発生（消火器による自己消火）		
III	1 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所建屋内への漏洩（防油堤内への漏洩は除く。）	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに事故等の状況を確認する。</li> <li>直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。</li> </ul>
	2 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	3 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注4、5）		
	4 自然災害により施設被災（1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	5 作業員の労災事故（4日以上休業災害）が発生し、又は外部訪問者が傷病を負った場合		
IV	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>遅滞なく事故等の状況を確認する。</li> <li>直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。</li> </ul>
	2 作業員の労災事故（4日未満の休業災害又は不休災害）が発生した場合		

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未滿のものに限る。

注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：大きな傷病とは、作業員の休業期間が1ヶ月以上の場合

注4：オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合

注5：漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合